

第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」運営管理業務委託 企画提案仕様書

1 事業の目的

歴史や文化財に興味を持つ子供たちが、更に知識を深め、将来、郷土の歴史を伝えるリーダーとして活躍できるよう、クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」を実施し、中学生の郷土の歴史に対する学習意欲を高める。

2 業務の名称

第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」運営管理業務

3 業務の概要

第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」（以下「大会」という。）の準備、実施、管理及び運営一切に関する業務を実施するものとする。

4 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 業務の内容

- (1) 実施日は、令和4年12月18日（日）又は同月25日（日）のいずれか一日とし、和歌山県（以下「県」という。）と受託者とが協議の上、決定するものとする。ただし、(10)の規定により実地（会場）における開催（以下「実地開催」という。）を中止することがある。
- (2) 実施場所（会場）は、旧和歌山県議会議事堂（岩出市根来2347番地22）とする。ただし、他に適当と考えられる場所があれば、次に掲げる事項を考慮し、県と受託者とが協議の上、これを変更することができる。また、プロポーザルにおいて複数の候補を提案することも可とする。
 - ア 中学生の歴史や文化財に対する興味関心の高揚及び学習意欲の向上に寄与することが期待される場所であること。
 - イ 100名程度の収容が可能であること。
 - ウ 屋外開催とする場合は、雨天時等においても対応可能な場所とすること。
- (3) 大会の内容は、次のとおりとする。
 - ア 大会全体が盛り上がり、出場者全員が楽しめる内容の企画を実施すること。
 - イ 大会は、県内に在学する中学生を対象とし、3人以内で編成されたチームによる団体戦とすること。なお、定員はおおむね100名程度とする。
 - ウ 全チームを対象とする予選を実施すること。
 - エ 予選を勝ち抜いた適切な数のチームを対象とする本戦を実施すること。なお、本戦においては、第1位（優勝）から第3位までのチームを決定し、各チームに賞状と賞品を授与すること。
 - オ 出場記念品を作成し、出場者全員に配布すること。

カ 予選及び本戦のクイズについては、本県の歴史及び文化財に関する問題とし、「わかやま何でも帳」及び「わかやまの文化財ガイドブック」から出題すること。

キ 総合司会者（出題者を兼務するものとする。）、助言者及びレポーターを配置すること。
ただし、助言者については、本県の歴史や文化財に精通した者とし、人選に当たっては、県と協議するものとする。

ク 出場者に対して問題を提示するとともに、総合司会者、他の出場者、観覧者等が同じ画面を確認できるよう、大型スクリーン、モニターテレビ等を適切に配置すること。

ケ 出場者及び観覧者に対するインタビューを実施し、その模様を大型スクリーン等に映写するなど、出場者と観覧者とが一体となって楽しめるよう工夫すること。

コ 観覧者の受入れの可否及びその人数については、県と受託者とが協議の上、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて決定する。

(4) 出場者の送迎

ア 県が指定する場所から会場までの間、貸切バス等により出場者（引率者を含む。イにおいて同じ。）の送迎を行うこと。送迎ルートは、紀北（県北部）、紀中（県中部）及び紀南（県南部）を発着する計3ルートを予定しているが、県と協議の上、出場申込みの状況等を踏まえて決定すること。

イ 出場者の乗降について乗客名簿等による確認を行うこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

ア 実施日直近における国及び県の新型コロナウイルス感染症対策に関する指針等に従い、出場者同士の適切な距離の確保、マスクの着用、手指消毒の励行、検温の実施等基本的な感染症対策を徹底すること。また、出場者の送迎においても、適切な感染症対策を講じること。

イ 感染症対策の内容については、あらかじめ県の承認を受けること。

(6) 問題の作成

ア 受託者が作成し、大会の60日前までに県の承認を受けること。また、大会の30日前までに当日使用するスライド資料等の完成版を提出し、県の承認を受けること。

イ 県は、過去に出題した問題及び未出題の試作問題を受託者に提供し、受託者は、これらを改訂（改題）して使用することができるものとする。

ウ 問題の著作権については、県に帰属するものとする。

(7) 実施要項の作成

受託者が作成した案を参考として県が作成するものとする。

(8) 出場者募集に係るチラシ及びポスターの作成

ア 出場意欲を喚起するデザインとすること。

イ 契約締結後速やかに作成及び印刷（前回製作数：チラシ27,000枚、ポスター200枚）を行い、県内の全ての中学校（義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）に郵送すること。

(9) ホームページの作成

大会専用のホームページを開設し、大会の概要、過去の出題内容、出場予定チームの紹介、実施結果等について随時掲載すること。

(10) 実地開催の中止に関する取扱い

ア 当日午前6時現在において、出場者の居住する市町村、出場者の居住地から会場までの経路上の市町村又は会場の存する市町村のいずれかに気象警報（波浪警報を除く。）が発令されている場合は、実地開催を中止し、ホームページ、各種放送媒体等により周知を行うこと。

イ 県は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、関係者の健康と安全を確保する観点から実施が困難であると認めるときは、実地開催を中止するものとし、受託者は、速やかに関係者に対して通知すること。

ウ ア又はイ以外の事由により実地開催の中止を要するときは、県と受託者とが協議の上、中止を決定するものとし、受託者は、速やかに関係者に対して通知すること。

エ アからウまでのいずれの場合においても、実施日を変更した上での実地開催は行わないものとする。

(11) 実地開催を中止した場合における代替手段の検討

実地開催を中止した場合において対応可能であり、かつ、大会の目的を達成する上で効果的な代替手段（一部又は全部のオンライン開催等）についても、この仕様書に沿った内容で提案すること。

(12) 大会の趣旨に適した装飾を施し、音響の工夫をすること。

(13) 大会を県内外に広く発信するため、大会当日の様様をテレビ、YouTube等により配信すること。

(14) 大会の終了後においても、優勝チーム等成績優秀者を対象として、テレビ、ラジオ、YouTube等に出演する機会を設けるなど、大会の広報に努めるとともに、成績優秀者の学習意欲の更なる向上に資する企画を実施すること。

(15) 大会の実施時間は、最長120分程度とする。ただし、大会に付随する企画等を実施するときは、その時間を含めないものとする。

(16) 県が行う業務

ア 各中学校との間の連絡及び調整

イ 受託者に対する指導及び助言

ウ その他受託者との協議により同意した事項

6 業務の改善

県は、受託者が次のいずれかに該当するときは、受託者に対し業務の改善を命じ、これを執行させることができるものとする。

(1) 日本国憲法その他日本国の法令及び県の条例等に違反したとき。

(2) 業務の履行が不十分又は業務の履行に支障があると認められるとき。

(3) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 生徒又は学校に対して信用を傷付け、又は不名誉となる行為を行ったとき。

(5) 大会を実施する上で必要な適格性を欠くと認められるとき。

7 履行状況の確認

- (1) 県は、受託者に対し、業務の履行状況について報告を求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行状況につき県から改善を求められたときは、県と協議の上、必要な改善を図るものとする。
- (3) 県は、業務の適切な実施を図るため、受託者との間において、必要な情報交換、打合せ等を実施するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用することはできない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、緊急の事態が発生したときは、直ちに県に対して通知するとともに、業務が円滑に遂行するよう対処するものとする。
- (3) 実地開催が中止となったときは、見積りを精査し、県と変更契約を締結するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項は、県と受託者とが協議の上、決定するものとする。